

平成 22 年 5 月 20 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19530081  
 研究課題名（和文）イギリス新会社法の基礎的・全体的研究およびわが国会社法との比較研究  
 研究課題名（英文） Fundamental and Comparative Study on the Companies Act 2006 in UK  
 研究代表者  
 川島 いづみ（KAWASHIMA Izumi）  
 早稲田大学・社会科学総合学院・教授  
 研究者番号：50177672

研究成果の概要（和文）：2006 年会社法は、Think Small First アプローチにより、総会開催の免除など私会社に関する規制を緩和する一方、ステークホルダーの利益を考慮する義務を規定し、注意義務の基準を引き上げ、コモン・ロー上の義務等を制定法化するなど、取締役の義務を強化・明確化し、また、上場会社に関する規制を会社法に導入する等の改正を行った。会社区分規制の方法および区分に応じた規制内容という点で、わが国会社法に比して優れた点も多く、今後の会社法改正議論の参考となる。

研究成果の概要（英文）：The Companies Act 2006 in UK, in keeping with “Think Small First” approach, simplifies the regime for private companies. On the other hand, it clarifies and reinforces directors’ duties which have been judiciary created, and introduces the regulations of quoted companies into the Companies Act. Its way of dividing the companies and the contents of the divided regulations will give us useful suggestions in amending our company law.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成 19 年度	2,000,000	600,000	2,600,000
平成 20 年度	800,000	240,000	1,040,000
平成 21 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：企業組織法、コーポレート・ガバナンス、イギリス会社法

## 1. 研究開始当初の背景

(1) イギリスでは、2006 年に新会社法が制定され、会社法制の大幅な見直しが実現した。イギリス会社法は、近年でも、ソフトローによるコーポレート・ガバナンスや金融サービス市場法が、わが国のコーポレート・ガバ

ンス論や金融商品取引法に強い影響を与えるなど、わが国の会社法制を考える上で、看過できない研究対象である。新「会社法」も会社区分についてイギリス会社法の影響を受けたといわれている。

(2) 個別の研究テーマについては、イギリス

会社法を対象とする比較研究が行われているが、イギリス会社法の基礎的な研究が総合的・組織的に行われた例は、近年では存在しない。イギリス会社法の法文の邦訳すら、まとまった形で公刊されたことがない状況である。

(3) これらの点から、イギリス新会社法の基礎的・総合的な研究は、今後のイギリス会社法研究に資するばかりか、わが国新会社法の評価・検証にとってもきわめて有益である。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究の第一の目的は、イギリスの2006年会社法の法文と改正内容を明らかにすることであり、その成果を会社法の和訳および制度解説として、学術雑誌等に公表することである。この作業は、2006年会社法の全体を研究とするため、膨大なものとなることが予想されるが、研究期間内に、少なくとも主要な項目については、この作業を遂行し、その成果を一定のテーマごとにまとめて公表する予定である。

(2) そして、第二の目的は、このようにして明らかとなった2006年会社法をわが国会社法と比較・検討することにより、わが国会社法の内容を評価・検証する作業を行うことである。

## 3. 研究の方法

### (1) 概要

研究方法の基本は、この分野におけるきわめてオーソドックスなもの、つまり、関連する文献資料等の収集・分析・検討から研究成果を導き出し、それを論文等にまとめるという手法である。ただ、資料等の収集にあたり、2006年会社法制定に関わったイギリス諸機関の担当者への聴取り調査を行うことと、成果をまとめるプロセスとして、法文の下訳および制度解説に関する報告を主とする研究会を開催し、参加者相互の意見交換を行うことで、分析等の深化と研究成果の質的向上を図ろうとするところに特徴がある。

### (2) 研究会の開催

平成19年度に3回、平成20年度に4回、平成21年度に3回、本研究のための研究会を早稲田大学および大阪大学において開催した。第1回目の研究会では、海外調査の訪問先や質問項目についての検討も行ったが、その後の研究会では、2006年会社法に関する主要なテーマごとに、研究代表者および連携研究者が報告を行い、これについて研究会参加者が意見交換することにより、会社法の条文の翻訳と制度解説について検討した。検討したテーマは、会社の社員と社員の権利行使、会社秘書役、取締役の義務と責任、株主総会、株主代表訴訟、会計監査および会計監査役、計算書類、取締役報告書、取締役報酬報告書、

資金調達等々である。

### (3) 海外調査

平成19年8月に、2006年会社法に関する調査のためイギリスに出張し、英国通商産業省(省名変更により企業・規制改革省)財務報告評議会(FRC)勅許会計士協会(ICAEW)等において担当者からの聴取り調査を実施するとともに、Paul Davies教授(当時ロンドン大学)を訪問し、意見交換を行った。また、ロンドン大学高等法学研究所図書館等で、資料収集を行った。

## 4. 研究成果

### (1) はじめに

本研究の研究対象である2006年会社法は、現行の会社総括法である1985年会社法のほとんどの条文とその後の部分改正法の規定を見直し、さらに、従来コモン・ローに委ねられていた取締役の責任等に関するルールを法文化した膨大な法律である。以下、紙幅の関係から、会社法の主要な項目について、特徴的な点をピックアップして研究成果を概括する。

### (2) 会社の区分

株式会社には、公開会社(public company)と私会社(private company)の区分がある。日本の会社法は、公開会社の定義規定を置き、それ以外の株式会社を公開会社でない会社と区分しているが、イギリス会社法も、公開会社を定義し、それ以外の会社を私会社としているため、会社法は会社の区分についてイギリス会社法の方式を採用したといわれることがある。しかしながら、イギリス会社法がこの方式を採用したのは、1980年の会社法改正においてであるが、それまでは私会社について積極的に定義していたのを、EUの統一指令の適用に対処するため、規定方式を逆転させたものである。したがって、イギリス会社法においても、元来は私会社を定義していた点、つまり、株式会社の基本を公開会社におき、私会社の位置付けは例外的であった点に留意すべきである。また、公開会社と私会社の基本的差異として、2006年会社法は、公開会社には株式・社債の公募(公衆に対する募集)が認められること、公開会社には5万ポンドの最低資本金規制が課されることを挙げている。このように、公開会社と私会社の差異の基本は、会社を資金調達機構として利用するか否かにあるとされており、日本の会社法が、定款において譲渡制限株式のみを発行することとしているか否かで公開会社と公開会社でない会社を分けているのは異なる。

さらに2006年会社法には、上場会社に関する規定も設けられており、公開会社の中に、さらに上場会社か否かの規制区分が設けら

れている。このようなかたちで、会社の規模および性質に応じた区分規制が会社法に設けられていることは、わが国における区分規制を考える上で、示唆に富むものである。

### (3) 株主総会

イギリス会社法では、私会社についてのみ書面決議が認められ、公開会社では、総会の開催が要件とされる。2006年法は、公開会社についてのみ、年次総会の開催を義務づけた。私会社の書面決議については、従来と異なり、総社員の同意を要求せず、決議事項の要件に応じて書面決議を行うことを認めている。私会社に関する規制緩和の一環であるが、書面決議の手続きは比較的詳細に定められている。

2006年会社法には、上場会社に関する特則として、総会における議決権行使結果の開示義務が規定されており、また、株主には独立投票検査役の報告書を要求する権利が認められる。わが国では、議決権行使結果の開示は、本年3月末の企業内容の開示に関する内閣府令の改正により義務づけられている。

なお、2000年の法改正により、会社法上、会社による政治献金に株主総会の承認を必要とする制度が導入されており、注目される。

### (4) 取締役の義務と責任、株主代表訴訟

取締役については、取締役の義務としてステークホルダーの利益を考慮すべきことを規定したこと、従来コモン・ローに委ねられていた取締役の会社に対する義務および株主代表訴訟について、制定法規定を会社法に設けたことが特筆される。

まず、イギリス会社法は、取締役概念について実質主義をとり、取締役の地位を占める一切の者が取締役に含まれると定義している。私会社では1人以上、公開会社では2人以上が取締役の員数とされ、法人取締役に認めるものの、2006年法は、少なくとも1人の自然人が取締役であることを要求する。取締役について実質概念をとること、影の取締役に關する規制を設けること等から、子会社の経営について親会社が取締役として責任を追及される可能性がある。

取締役の義務に関連しては、1985年会社法が、取締役に従業員の利益を株主の利益と同程度に考慮すべきことを義務づけていたところ、2006年法では、会社の成功を促進すべき義務を新たに規定し、その義務の履行において株主以外の従業員や取引先、地域社会などのステークホルダーの利益が考慮される必要がある旨を明定している。エンフォースメントについて疑問があるものの、こうした義務を会社法に明記した点で、極めて注目された規定である。その他、会社に対する忠実義務について、従来形成されていた判例法理を明文化し、また、注意義務の基準を厳格化

して明文規定を設けている。

従来、きわめて限られた場合にしか利用できなかった株主代表訴訟については、判例法理を放棄して、提起できる場合を拡大した新規規定を設けた。これにより、従来の少数派株主保護のための代表訴訟から、コーポレート・ガバナンスのための代表訴訟へとその守備範囲を拡大している。他方で、裁判所が代表訴訟の継続に許可を与える制度を設けることで濫訴に対処しようとしている。また、取締役の責任免除契約や義務違反の追認についても、明文化により要件等の明確化が図られている。

### (5) 計算書類等の作成と監査

取締役(会)は、計算書類が当該会社または企業グループの資産、負債、財務状態および損益について、真実かつ公正な概観を示していると認める場合を除き、計算書類を承認してはならず、会計監査役は、その職務遂行に当たりこの義務に留意すべきものとされる。

「真実かつ公正な概観」の要求は従前からのイギリス会社法の立場であるが、2006年会社法は、国際会計基準(IAS)による計算書類の作成を選択的に許容するものとしている。計算書類とともに取締役報告書の作成が要求される。取締役報告書の記載事項は、上場会社か否かにより、規制が区分されている。さらに上場会社については、取締役報酬報告書の作成と開示が義務づけられる。これらの書類はいずれも株主総会の承認を受ける。

小会社と休眠会社については、会計監査役(auditor)による年次計算書類等の監査が免除される。小会社は、売上高、資産総額、従業員数について、所定の基準を超えないことが必要である。従来、会計監査役の任務懈怠責任が無限責任であることに批判があったことから、会計監査役の責任限定契約についても、規定が設けられている。なおイギリスでは、わが国の会社法と金商法のように、計算書類と監査人について別の法律が二重に規制を設けるという事態は生じていない。

計算書類等の不実記載に関する取締役の責任についても規定が新設され、会社に対してのみ責任を負うこと、故意または重過失(was reckless)の場合にのみ責任を負うことなどが定められている。わが国の会社法では、立証責任の転換された過失責任、金融商品取引法では無過失責任とされることと比べ、取締役の損害賠償責任に対する捉え方に、かなりの差異があるということが出来る。市場に対する情報開示についての責任をどのように位置づけるべきかを考える上で、示唆に富む法制であると思われる。

### (6) 株式資本・新株発行

2006年会社法は、授權株式制度を廃止して

おり、株式資本を有する会社は、資本に関する書面(a statement of capital)を会社登記所に提出することが義務づけられる。

新株発行権限をみると、公開会社および複数の種類株式を発行する私会社においては、定款の規定または総会の決議による授権を受けて、取締役が新株の割当を行う。これに対して、1種類の株式のみを発行する私会社では、定款に禁止規定が設けられている場合を除き、取締役(directors)が、新株割当権限を有するものとされる。1985年会社法80条では、定款規定または総会の普通決議による授権が必要とされていたので、2006年会社法による規制緩和の一つといえる。イギリス会社法では、伝統的に、既存株主は法律上の新株引受権を有し、会社が新株を発行する場合には、原則として、株主割当を行うことが要求される。ただし、私会社においては、定款により株主の新株引受権を排除することができる。また、例外的に、私会社であって取締役が新株割当権限を有する場合、または、定款の規定もしくは総会の特別決議により授権される場合には、株主の新株引受権を排除して株式を発行することができる。

わが国では、公開会社の取締役会には原則として株式の発行権限があり、他方、公開会社でない会社では、株主総会の特別決議を要するという規制がなされており、株主割当を原則とするという発想はきわめて対照的である。近時、持株の希釈化を回避しつつ資金調達を行う方法として、イギリスのライツ・イシューがわが国でも注目を集めているが、基本的発想にも学ぶべきものが多い。

#### (7)企業買収

イギリスでは1968年以来、シティーの自主規制規則である「企業買収と合併に関するシティー・コード」により、自主規制機関であるテイクオーバー・パネル(Takeover Panel)が企業買収を規制してきた。他方、EUにおいては、2004年に、欧州議会で採択されたEU公開買付け指令が発効した。同指令の準備草案は、イギリスの会社法学者ペントンが起草したものであり、実質的にはシティー・コードが反映されている。このEU公開買付け指令を国内法化するために、2006年会社法は、従来のシティー・コードに制定法上の効力を与えるとともに、テイクオーバー・パネルに関する規定を整備し、同パネルを民間機関から制定法上の機関に変更した。こうした法制度化は、パネルの活動に実質的な変更を与えるものではないことが強調され、またそのように配慮もされているが、今後どのような影響を及ぼすことになるかは未だ明らかではない。いずれにしても、わが国でも企業買収ルールを整備が求められ、日本版パネル構想も議論される中で、この分野におけ

る2006年会社法の意義を検証することはきわめて有用であると考えられる。

#### 5. 主な発表論文等(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

##### (1)研究論文

川島いづみ「イギリス会社法における株主代表訴訟制度」比較法学43巻2号1-23頁(2009年)、査読無

中村信男「イギリス2006年会社法における影の取締役規制の進展と日本法への示唆」比較法学42巻1号211-231頁(2008年)、査読無

##### (2)イギリス会社法の和訳と解説

中村信男 = 川島いづみ = 菊田秀雄「イギリス2006年会社法(7)」比較法学43巻3号269-309頁(2010年)、査読無

本間美奈子 = 中村信男「イギリス2006年会社法(6)」比較法学43巻2号305-343頁(2009年)、査読無

中村信男 = 菊田秀雄「イギリス2006年会社法(5)」比較法学43巻1号177-209頁(2009年)、査読無

川島いづみ = 中村信男 = 菊田秀雄「イギリス2006年会社法(4)」比較法学42巻3号257-289頁(2009年)、査読無

中村信男 = 川島いづみ = 田中庸介「イギリス2006年会社法(3)」比較法学42巻2号355-384頁(2009年)、査読無

中村信男 = 田中庸介「イギリス2006年会社法(2)」比較法学41巻3号189-233頁(2008年)、査読無

川島いづみ = 中村信男「イギリス2006年会社法(1)」比較法学41巻2号361-395頁(2008年)、査読無

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

川島いづみ(KAWASHIMA Izumi)

早稲田大学・社会科学総合学院・教授  
研究者番号:50177672

##### (2)研究分担者 なし

##### (3)連携研究者

中村信男(NAKAMURA Nobuo)

早稲田大学・商学大学院・教授  
研究者番号:60267424

久保田安彦(KUBOTA Yasuhiko)

大阪大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号:30298096

本間美奈子(HONMA Minako)

久留米大学・法学部・准教授  
研究者番号:00282195